

福祉用具等のリユースを 社協がお手伝いします！

ご家庭で不用になった福祉用具等を『譲ります』と『譲ってください』の双方を社協に登録し、ホームページ等で情報を提供、希望が合致した場合は、社協が仲介し、双方の橋渡しを行います。

対象となる福祉用具等

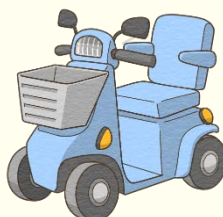
歩行器、シルバーカー（手押し車）、セニアカー（電動車）、杖、入浴補助用具、スロープ、ベビーカー、チャイルドシート等

(例)



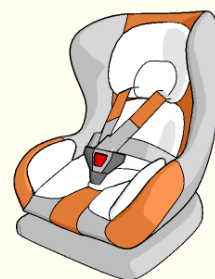
歩行器

シルバーカー



セニアカー

ベビーカー

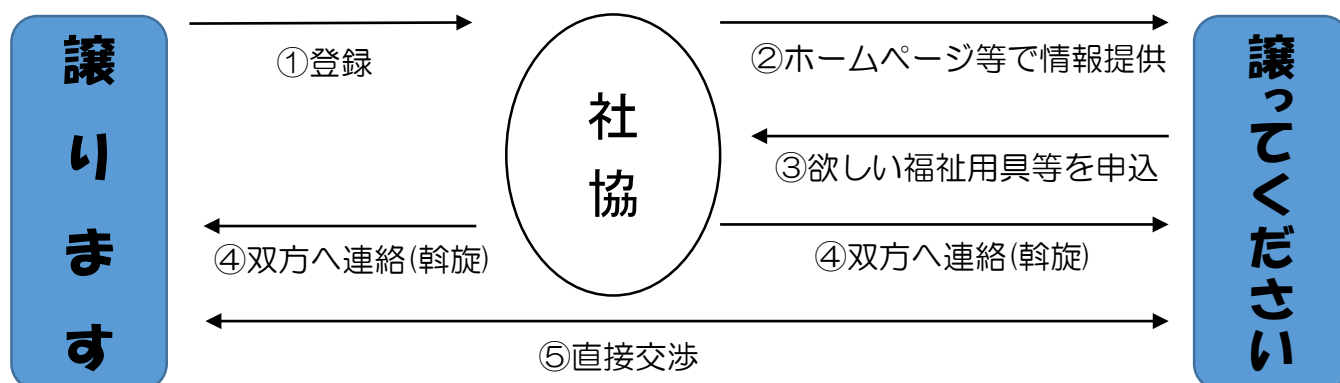


チャイルドシート

ご利用できる方

大泉町内に住所を有する個人で、営利を目的としない方

◆事業の流れ【①→②→③→④→⑤】



譲ります・・・

- 登録申請にあたり、用具等の状態や使用状況についての情報及び用具等の写真データをいただきます。（写真は社協職員が撮影に伺います。）
- 登録中の福祉用具等の保管は自身でお願いします。（社協ではお預かりはできません。）
- 登録期間は6ヵ月です。（延長可）
- 登録を取り消す場合は、申請が必要となります。（登録中に福祉用具等を処分することはできません。）
- 衛生面及び安全面で問題があると判断される用具等については、登録をお断りする場合があります。
- 対象となる用具等はどなたでも利用可能な一般的な物とし、オーダーメイド品等、特定の個人に合わせた仕様の物は除きます。
- 対象となる用具等は無償で譲渡できる物に限ります。（営利目的の方はご利用いただけません。）

譲ってください・・・

- 申込みは、実際に使用される方が行ってください。
- 譲って欲しい方は、「先着順」とします。
- 利用料金は無料ですが、交渉成立後の運搬や譲り受けた後の整備、修理、清掃等に関する費用は、譲り受けた方の負担となります。
- 交渉の結果については、『譲ってください』と申請された方が速やかに社協に対し報告ください。
- 必ず現物を見て、衛生面及び安全面の確認をお願いします。（不適正に使用したり、お身体に合わない物を使用すると、重大なケガや事故につながる場合がありますので、ご注意ください。）

《 注意事項 》

- ◆社協斡旋後の交渉、用具等の受け渡しは、双方の責任で誠実に行ってください。
- ◆譲渡やその後の使用に関して問題が生じた場合、社協では一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

【お問合せ】 社会福祉法人 大泉町社会福祉協議会

☎ 0276-63-2294

福祉用具等の登録情報は、大泉町社会福祉協議会のホームページからご確認できます。

URL : <http://www.oizumishakyo.or.jp>

